

# 新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免の簡易フロー

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った

→ はい  
→ いいえ

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の収入の減少が見込まれる

会社都合の退職又は正当な理由のある自己都合退職で、雇用保険の失業給付を受けることができる  
(雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者に該当する)

世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が前年と比べて30%以上減少する見込みである

世帯の主たる生計維持者の所得が1,000万円以下  
※事業・不動産・山林・給与などから得ている収入

上記※以外の世帯主の所得が400万円以下

新型コロナ関連の税減免に該当

**パターンA**

申請により、国保税の全額を減免します

**パターンB**

申請により、国保税の全額又は一部を減免します

《必要書類：パターンBの場合》

- ① 国民健康保険税減免申請書
- ② 事業収入等申告書
- ③ ②の根拠となる資料
- ④ 国民健康保険税納税通知書
- ⑤ 本人確認書類
- ⑥ 印鑑

減免非該当

(申請により非自発的失業による国保税の軽減を受けられる場合があります)

減免非該当

減免の該当・非該当に関わらず、主たる生計維持者の収入が20%以上の減少があった場合は、申請により猶予が受けられますので、お問合せください。